



2026年9月

新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn



内容

<u>1</u>	2026年8月24日付け、国会発行の、個人および企業に対する個人所得税・法人税の減税に関する決議第43/2026/QH16号	PIT
<u>2</u>	2026年8月26日付け、財務省発行の、世帯・個人事業者による個人所得税の予定納付に関する周知・指導の強化についてのオフィシャルレター第6360/CT-PC号	PIT
<u>3</u>	2026年9月9日付け、ニンビン省税務局発行の、個人所得税政策に関するオフィシャルレター第11805/NBI-QLDN1号	PIT
<u>4</u>	2026年9月15日付け、税務局発行の、個人所得税計算時の家族控除に関する問題への回答についてのオフィシャルレター第6846/CT-QLNT号	PIT
<u>5</u>	2026年9月18日付け、税務局発行の、医療・教育費に係る個人所得税の課税所得控除に関するオフィシャルレター第47199/HAN-QLDN5号	PIT
<u>6</u>	2026年8月27日付け、ドンナイ省税務局発行の、法人税の課税売上高の確定時点に関するオフィシャルレター第16658/DON-QLDN1号	CIT

内容

<u>7</u>	2026年8月28日付け、財務省発行の税務政策に関するオフィシャルレター第6467/CT-QLNT号	VAT
<u>8</u>	2026年9月18日付け、税務局発行の、付加価値税還付手続における一部事項の統一的な実施についてのオフィシャルレター第4936/CT-QLTT号	VAT
<u>9</u>	2026年9月22日付け、税務局発行の、付加価値税還付処理における一部内容の統一的な実施に関するオフィシャルレター第7018/CT-QLNT号	VAT
<u>10</u>	2026年8月27日付け、税務・インボイスに関する行政違反の制裁原則を明確にするための、税務・インボイスに関する行政違反の制裁に関する政令の統合文書第27/2026/VBHN-NĐ-BTC号	INV
<u>11</u>	2026年9月9日付け、税務局発行の、税務政策およびインボイスに関するオフィシャルレター第6656/CT-QLNT号	INV

内容

<u>12</u>	2026年9月14日付け、税務局発行の、インボイス発行時の為替レートに関する指導についてのオフィシャルレター第6810/CT-QLNT号	INV
<u>13</u>	2026年8月28日付け、関連当事者間取引における支払利息の算定方法および処理に関する企業の問題への回答についての財務省発行オフィシャルレター第6487/CT-QLNT号	OTH
<u>14</u>	2026年9月3日付け、政府発行の、FDI企業による商品売買活動に関する主な改正点を定める政令第342/2026/ND-CP号	OTH
<u>15</u>	2026年9月18日付け、税務当局により登録住所で営業していない旨の通知を受けた企業の営業許可税に関する問題への回答についての税務局発行オフィシャルレター第6938-CT-QLNT号	OTH
<u>16</u>	2026年、ホーチミン市内の労働者に対する定期健康診断の実施および報告に関する内務局発行オフィシャルレター第16093/SNV-VLATLD号	OTH
<u>17</u>	2026年9月15日付け、カインホア省税務局発行の、特別消費税の課税標準価格に関するオフィシャルレター第4941/KHH-QLDN1号	OTH

新情報 2026年9月

1 個人および企業に対する個人所得税・法人税の減税

2026年8月24日付け、国会発行の、個人および企業に対する個人所得税・法人税の減税に関する決議第43/2026/QH16号

- 2026年および2027年の課税期間において、2026年および2027年の年間売上高が10,000,000,000ドン以下である居住者である個人の事業所得について、納付すべき個人所得税額を30%減額する。
- 2026年および2027年の課税期間において、年間売上高が10,000,000,000ドン以下である、ベトナム法令に基づき設立された企業・組織の所得について、納付すべき法人税額を30%減額する。ただし、本決議の施行日後に企業の分割・分離により設立された企業で、分割・分離後の各企業の2026年および2027年の年間売上高の合計が10,000,000,000ドンを超える場合を除く。

企業が法人税法または国会のその他の法律・決議の規定に基づく税制優遇を受けている場合、本項に規定する法人税の減額額は、税制優遇額を控除した後の納付すべき法人税額を基礎として計算する。

- 本決議は2026年8月24日より施行され、2026年および2027年の課税期間に適用される。

2 世帯事業・個人事業者に対する個人所得税の予定納付の実施に関する周知・指導

2026年8月26日付け、財務省発行の、世帯・個人事業者による個人所得税の予定納付に関する周知・指導の強化についてのオフィシャルレター第6360/CT-PC号

1. 個人所得税の申告・予定納付について

政府の2026年3月5日付け政令第68/2026/ND-CP号第10条2項b号の規定に基づき、課税所得に税率を乗じる方法により個人所得税の納税義務を負う世帯・個人事業者は、付加価値税の申告書と同一の申告書により、月次または四半期ごとに予定申告・納付を行う。

予定納付する額は、以下の簡易な方法により算定する。

$$\text{予定納付額} = \text{月次／四半期の課税売上高} \times \text{税率}$$

ここで、

- **課税売上高**：生産・事業活動、商品およびサービスから当該期間に発生した売上高をいう。
- **税率**：法令の規定に基づき、事業の業種・分野ごとに適用される。

新情報 2026年9月

2 世帯事業・個人事業者に対する個人所得税の予定納付の実施に関する周知・指導

2026年8月26日付け、財務省発行の、世帯・個人事業者による個人所得税の予定納付に関する周知・指導の強化についてのオフィシャルレター第6360/CT-PC号

注意事項：

税務申告書の提出期限および納税期限は、税務管理に関する法令の規定に従うものとする。課税年度終了後、世帯・個人事業者は、規定に従って個人所得税の確定申告を行う。

2. 複数の事業拠点がある場合

政令第68/2026/ND-CP号第8条4項b号の規定に基づき、世帯事業・個人事業者が複数の事業拠点で事業活動を行う場合、各事業拠点ごとに売上高を申告し、付加価値税を納付する。一方、個人所得税は本店所在地で納付する。

2 世帯事業・個人事業者に対する個人所得税の予定納付の実施に関する周知・指導

2026年8月26日付け、財務省発行の、世帯・個人事業者による個人所得税の予定納付に関する周知・指導の強化についてのオフィシャルレター第6360/CT-PC号

3. 年末の税務確定申告時

政令第252/2026/NĐ-CP号第10条5項a号の規定に基づき、個人所得税の確定申告が必要な世帯・個人事業者は、税務確定申告期間終了日から3か月目の末日までに税務確定申告書を提出するものとする。

予定納付した額が税務確定申告時の納付すべき税額を下回る場合、政令第68/2026/NĐ-CP号第10条2項b号の規定に基づき、世帯事業・個人事業者はその差額を追加納付するものとし、追加納付額について延滞利息を計算する必要はない。

予定納付した税額が税務確定申告に基づく納付すべき税額を上回る場合、政令第68/2026/NĐ-CP号第12条の規定に基づき、過納税額が処理される。

3 個人所得税に関する税務政策

2026年9月9日付け、ニンビン省税務局発行の、個人所得税政策に関するオフィシャルレター第11805/NBI-QLDN1号

1. 夜間労働に対する給与について

企業が労働者に対し、通常の勤務日における給与単価または業務に応じた実際の給与の35%に相当する夜間労働に対する追加給与を支給し、当該支給が2019年労働法第98条2項の規定に適合している場合、上記の夜間労働に対する追加給与は、政令第253/2026/ND-CP号第26条1項に基づき、個人所得税の免税対象となる。

2. 医療費、教育・研修費の控除について

労働者に医療費、教育・研修費が発生し、政令第253/2026/ND-CP号第49条に規定される条件をすべて満たしており、かつ、税額計算前の所得からの控除を希望する場合、企業は労働者から提供された書類、インボイスおよび証憑に基づき、規定に従って控除額を確定する。上記の控除の適用を希望する労働者は、政令第253/2026/ND-CP号第51条第3項に基づき、自ら個人所得税の確定申告を行う必要があり、企業に確定申告を委任することはできない。

3 個人所得税に関する税務政策

2026年9月9日付け、ニンビン省税務局発行の、個人所得税政策に関するオフィシャルレター第11805/NBI-QLDN1号

企業は、所得支払者として2026年度の個人所得税確定申告を行う際、財務省の2026年6月30日付け通達第89/2026/TT-BTC号に添付された付録Iの7.1に規定される様式に従って申告する。なお、個人所得税源泉徴収証明書に当該控除額を記載する場合、企業は、電子インボイスおよび電子証憑に関する規定を定める政府の2026年6月30日付け政令第254/2026/NĐ-CP号第23条に従って実施する。

3. 退職した労働者の個人所得税の源泉徴収について

企業が退職した労働者に対して5,000,000ドン以上の給与を支給する場合、規定に従い10%の税率で源泉徴収を行う。個人所得税の確定申告を行う際、企業は通達第89/2026/TT-BTC号の付録Iに規定される申告様式に従って申告する。これにより、累進税率表により課税される個人については、05-1/BK-QTT-TNCN明細表に記載し、全額税率により課税される個人については、企業が05-2/BK-QTT-TNCN明細表に記載する。

4 個人所得税計算時の家族控除

2026年9月15日付け、税務局発行の、個人所得税計算時の家族控除に関する問題への回答についてのオフィシャルレター第6846/CT-QLNT号

納税者の実父が労働年齢を超えている、または労働能力を有していない場合に限り、家族控除の計算における扶養家族として認められる。納税者の実父が依然として労働年齢にある場合、法令の規定に基づき労働能力の喪失率が81%以上である者として労働能力を有していないこと、および所得がないこと、または年間のすべての所得源からの月平均所得が3,000,000ドルを超えないことの両方の条件を満たした場合に限り、家族控除の計算における扶養家族として認められる。

5 個人所得税の課税所得からの控除

2026年9月18日付け、税務局発行の、医療・教育費に係る個人所得税の課税所得控除に関するオフィシャルレター第47199/HAN-QLDN5号

給与・賃金所得を有する個人である労働者が、医療・教育費について個人所得税の課税所得から控除を受ける権利を確保するため、ハノイ市税務局は以下のとおり要請している。

- 医療・教育分野で活動する事業者は、政府の2026年6月30日付け政令第254/2026/NĐ-CP号および保健省の2026年3月19日付け決定第697/QĐ-BYT号に規定される、インボイスの発行・使用、インボイスの発行時点、および診療・治療費明細表の作成に関する規定を適切に実施するものとする。
- 労働者を使用する企業・組織は、すべての労働者に対し、納税者本人および納税者の扶養家族に係る医療費、教育・訓練費について、個人所得税の課税所得から控除できることを周知・案内するものとする。具体的には以下のとおりである。

5 個人所得税の課税所得からの控除

2026年9月18日付け、税務局発行の、医療・教育費に係る個人所得税の課税所得控除に関するオフィシャルレター第47199/HAN-QLDN5号

- 課税所得から控除するための条件：適法なインボイス・証憑を十分に備えていること（医療費については、所定様式による診療・治療費明細表も必要）；インボイスに納税者本人または納税者の扶養家族の情報が十分に記載されていること；これらの費用が、労働者本人が直接負担したものではない他の支援源から同時に支払われていないこと。
- 教育・訓練費および医療費に関して労働者が受け取る所得：政令第253/2026/ND-CP号第8条4項b号、g号およびi号に規定される医療、教育・訓練のための支出により労働者が受け取る所得は、給与・賃金の性質を有しない所得として取り扱われ、個人所得税の課税所得に算入されないため、個人所得税の課税所得を計算する際の控除対象には含まれない。
- 重篤な疾病に係る医療費：政令第253/2026/ND-CP号第40条に規定される重篤な疾病に係る医療費は、減税の対象となるため、個人所得税の課税所得を計算する際の控除対象には含まれない。

5 個人所得税の課税所得からの控除

2026年9月18日付け、税務局発行の、医療・教育費に係る個人所得税の課税所得控除に関するオフィシャルレター第47199/HAN-QLDN5号

- 納税者本人による税務確定申告：労働者が、上記の教育費・医療費について、税額計算時に所得からの控除を希望する場合、納税者は給与支払者に対して税務確定申告を委任することができず、自ら個人所得税の税務確定申告を行う必要がある。

保健局、教育・訓練局、各区・郡人民委員会は、ハノイ市内で活動する医療・教育機関が、上記の規定に従ってインボイスの発行・使用および診療・治療費明細表の作成を適切に実施するよう、関心を持って連携・指導するものとする。

6 法人税の課税売上高の確定時点

2026年8月27日付け、ドンナイ省税務局発行の、法人税の課税売上高の確定時点に関するオフィシャルレター第16658/DON-QLDN1号

企業が輸出商品を有する場合、法人税課税売上高の確定時点は、輸出商品の売買契約に基づく所有権の移転日とする。

所有権の移転時点を特定できない場合、法人税の課税売上高の確定時点は、財務省の2026年3月12日付け通達第20/2026/TT-BTC号第5条1項に規定される、税関に関する法令上の輸出商品の確定基準に関する規定に基づく。

7 付加価値税政策

2026年8月28日付け、財務省発行の税務政策に関するオフィシャルレター第6467/CT-QLNT号

付加価値税法第48/2024/QH15号第9条2項m号および第3項では、以下のとおり規定されている。

「第9条. 税率

2. 5%の税率は、以下の商品およびサービスに適用される。

m) 科学技術法の規定に基づく科学・技術サービス；

3. 10%の税率は、本条1項および第2項に規定されていない商品およびサービスに適用される。これには、ベトナムに恒久的施設を有しない外国のサービス提供者が、電子商取引およびデジタルプラットフォームを通じて、ベトナム国内の組織・個人に提供するサービスも含まれる。」

税務管理法第37条1項o号では、以下のとおり規定されている。

7 付加価値税政策

2026年8月28日付け、財務省発行の税務政策に関するオフィシャルレター第6467/CT-QLNT号

「o) 納税者が、納税者の税務上の義務およびインボイス上の義務の内容に関連する税務管理機関または権限を有する国家機関の行政文書または処理決定に基づき、税務およびインボイスに関する義務を履行した場合、税務管理およびインボイスに関する行政違反について処分を受けず、延滞利息を計算しない。」

政府の2026年6月30日付け政令第252/2026/ND-CP号第26条3項では、以下のとおり規定されている。

「3. 延滞利息を計算しない場合：

c) 税務管理法第37条1項o号に規定する場合；

d) 法令の規定に基づき、延滞利息を計算しない場合。」

上記の規定に基づき、知的財産サービスが科学技術法の規定に基づく科学・技術サービスに該当すると判断される場合、付加価値税5%の税率が適用される。

延滞利息を計算しない場合については、税務管理に関する法令の規定に従って取り扱われる。

8 付加価値税還付手続における一部事項の統一的な取扱い

2026年9月18日付け、税務局発行の、付加価値税還付手続における一部事項の統一的な実施についてのオフィシャルレター第4936/CT-QLTT号

分類結果に基づく付加価値税還付申請書類の処理

a. 還付を先に行うケースに該当する申請書類について：

- 税務管理情報システムにより、申請書類に記載された還付申請額の一部について税務管理上のリスクがあると判定された場合、税務当局は、通達第89/2026/TT-BTC号の規定に基づき、当該金額部分が付加価値税還付前の事前検査の対象となる旨の通知を発行する。
- 残りの金額については、引き続き還付を先に行う手続きに従って処理され、法令に定める条件をすべて満たした場合に還付される。システムにより、還付申請額の一部についてリスクがあると判定された場合、リスクのある金額部分のみを検討・処理し、法令上、還付前の事前検査の対象となる申請書類を除き、還付申請額の全額を還付前の事前検査の対象に移行するものではない。

8 付加価値税還付手続における一部事項の統一的な取扱い

2026年9月18日付け、税務局発行の、付加価値税還付手続における一部事項の統一的な実施についてのオフィシャルレター第4936/CT-QLTT号

- 税務当局は、リスクのある金額部分について検査・確認の結果が出るまで待って、残りの金額部分进行处理するものではなく、当該残りの金額部分が還付を先に行う手続きにより処理するための条件を満たしている場合には、当該金額部分进行处理する。
- 還付前の事前検査の対象となる金額部分について、説明、情報・資料の追加提出、検査・確認を求める内容は、明確にする必要がある内容、取引、請求書および金額部分に関連付けるものとし、サプライチェーン内の一つの主体にリスク警告が発生したことのみを理由として、その範囲を拡大してはならない。ただし、検査・確認の過程において、追加のリスク兆候が発見された場合、または法令上、検査を実施しなければならないケースに該当する場合を除く。

8 付加価値税還付手続における一部事項の統一的な取扱い

2026年9月18日付け、税務局発行の、付加価値税還付手続における一部事項の統一的な実施についてのオフィシャルレター第4936/CT-QLTT号

b. 還付前の事前検査の対象となる申請書類について：

税務当局は、政令第252/2026/NĐ-CP号第30条および通達第89/2026/TT-BTC号第48条、第49条の規定に基づき、申請書類について還付前の事前検査手続きを実施する。検査・確認の結果に基づき、法令の規定に従って、還付の条件を満たす金額、還付されない金額、および還付の条件をまだ満たしていない金額を明確に確定する。

9 付加価値税還付手続における一部事項の統一的な取扱い

2026年9月22日付け、税務局発行の、付加価値税還付処理における一部内容の統一的な実施に関するオフィシャルレター第7018/CT-QLNT号

原則として、月次または四半期において、事業所に輸出商品・サービスがあり、控除しきれていない仕入付加価値税が300,000,000ドン以上ある場合、月次または四半期ごとの付加価値税還付の対象として検討される。ただし、輸入した商品をその後、他国へ輸出する場合を除く。

輸出商品・サービスに係る還付対象の付加価値税額の算定方法については、財務省の2025年7月1日付け通達第69/2025/TT-BTC号第7条の規定に従う。このうち、前期から繰り越された商品（固定資産を含む）およびサービスの仕入付加価値税額、ならびに当期に発生し、輸出商品・サービスの生産・事業活動に使用された商品（固定資産を含む）およびサービスの仕入付加価値税額を集計し、輸出商品・サービスの生産・事業活動に使用するために控除される仕入付加価値税額を算定する。

新情報 2026年9月

9 付加価値税還付手続における一部事項の統一的な取扱い

2026年9月22日付け、税務局発行の、付加価値税還付処理における一部内容の統一的な実施に関するオフィシャルレター第7018/CT-QLNT号

付加価値税申告書の各様式における項目の申告方法については、通達第81/2021/TT-BTC号（通達第40/2025/TT-BTC号により改正・補足）に添付された各様式において明確に規定されている。

10 電子インボイスの発行時点

2026年8月27日付け、税務・インボイスに関する行政違反の制裁原則を明確にするための、税務・インボイスに関する行政違反の制裁に関する政令の統合文書第27/2026/VBHN-NĐ-BTC号

1. 税務・インボイスに関する行政違反の制裁は、税務管理に関する法令および行政違反処理に関する法令の規定に従って実施される。
2. 組織および個人は、本政令に規定される税務・インボイスに関する行政違反行為を行った場合に限り、税務・インボイスに関する行政違反について処分を受ける。
3. 組織および個人が複数の行政違反行為を行った場合、それぞれの違反行為について処分を受ける。ただし、以下の場合を除く。
 - a) [6] 同一日において、納税者が1つまたは複数の税務申告書類上の項目について誤った申告をした場合、税務手続に関する処分の対象となる当該誤申告行為については、本政令の規定に基づき、実施された複数の違反行為のうち、最も高い罰金額の枠が適用される税務申告書類上の項目の誤申告行為1件についてのみ処分を受ける。

10 電子インボイスの発行時点

2026年8月27日付け、税務・インボイスに関する行政違反の制裁原則を明確にするための、税務・インボイスに関する行政違反の制裁に関する政令の統合文書第27/2026/VBHN-NĐ-BTC号

b) [7] 同一日において、納税者が同一の税目に係る複数の税務申告書類の提出を遅延した場合、本政令の規定に基づき、実施された複数の違反行為のうち、最も高い罰金額の枠が適用される税務申告書類の提出遅延行為1件についてのみ処分を受ける。

提出が遅延した税務申告書類の中に、脱税に該当する提出遅延税務申告書類がある場合、当該行為を分離し、脱税行為について処分する。

c) [8] 同一日において、納税者が同一種類のインボイスに関する複数の通知・報告の提出を遅延した場合、本政令に規定される実施された複数の違反行為のうち、最も高い罰金額の枠が適用されるインボイスに関する通知・報告の提出遅延行為1件について処分を受ける。

10 電子インボイスの発行時点

2026年8月27日付け、税務・インボイスに関する行政違反の制裁原則を明確にするための、税務・インボイスに関する行政違反の制裁に関する政令の統合文書第27/2026/VBHN-NĐ-BTC号

- d) [9] ベトナム法令、ベトナム社会主義共和国が加盟国または締約国である租税に関する国際条約、国際協定の規定に基づき、情報交換を目的として情報を提供することに関する違反行為が第19a条に基づく処分の対象となる場合、本政令第14条、第15条および第19条に基づく処分を受けない。
- d)[10] 納税者が複数のインボイスを適切な時点で発行しない行為を行い、当該違反行為がいずれも処分の時効期間内にあり、1件の行政違反事案において処分される場合、本政令第24条2項の規定に基づき、適切な時点で発行されなかったインボイスの数量に対応する罰金額の枠が適用される、インボイスを適切な時点で発行しない行為1件についてのみ処分を受ける。

10 電子インボイスの発行時点

2026年8月27日付け、税務・インボイスに関する行政違反の制裁原則を明確にするための、税務・インボイスに関する行政違反の制裁に関する政令の統合文書第27/2026/VBHN-NĐ-BTC号

- e) [11] 納税者が複数のインボイスを発行しない行為を行い、当該違反行為がいずれも処分の時効期間内にあり、1件の行政違反事案において処分される場合、本政令第24条3項の規定に基づき、適切な時点で発行されなかったインボイスの数量に対応する罰金額の枠が適用される、インボイスを発行しない行為1件についてのみ処分を受ける。
- g) [12] 納税者が1つの税務申告書類上の複数の項目について誤った申告をし、税務手続に関する処分の対象となる場合、本政令の規定に基づき、実施された複数の違反行為のうち、最も高い罰金額の枠が適用される税務申告書類上の項目の誤申告行為1件についてのみ処分を受ける。

10 電子インボイスの発行時点

2026年8月27日付け、税務・インボイスに関する行政違反の制裁原則を明確にするための、税務・インボイスに関する行政違反の制裁に関する政令の統合文書第27/2026/VBHN-NĐ-BTC号

納税者が1つの税務申告書類上の複数の項目について誤った申告をし、その一部が税務手続に関する処分の対象となり、かつ、一部が本政令第16条または第17条に基づく処分の対象となる場合、本政令第16条または第17条に基づく1つの違反行為についてのみ処分を受ける。

1. 1つの行政手続において、複数の申請書類構成要素について、本政令上、複数の行政違反行為が規定されている場合、違反した組織および個人は、それぞれの違反行為について処分を受ける。
2. 同一の税務・インボイスに関する行政違反行為について、組織に対する罰金額は、個人に対する罰金額の2倍とする。ただし、本政令第16条、第17条および第18条に規定される行為に対する罰金額を除く。

11 税務政策およびインボイス

2026年9月9日付け、税務局発行の、税務政策およびインボイスに関するオフィシャルレター第6656/CT-QLNT号

1. インボイスの使用について

電気運用費について、パートナーが電力供給事業者に対して直接電気料金を支払い、企業が電気メーターの指示値、電気料金インボイスおよび両者間の照合結果に基づき、実際に発生した電気運用費と同額をパートナーに返還する場合、当該金額は、合意に基づく費用の返還として取り扱われる。

企業は、契約の規定に基づき当該収入を確認し、政令第181/2025/NĐ-CP号第14条1項b号に規定されるケースに該当する場合、課税価格に含めず、また、政令第254/2026/NĐ-CP号第7条8項c号の規定に基づき、電子インボイスを発行する必要がないケースに該当する。

11 税務政策およびインボイス

2026年9月9日付け、税務局発行の、税務政策およびインボイスに関するオフィシャルレター第6656/CT-QLNT号

2. 課税所得の計算上、損金算入可能な費用について

パートナーが電力供給事業者に電気料金を支払い、その後、企業が充電ステーションの実際の電力使用量に基づき、当該金額をパートナーにそのまま支払う場合、企業は、法人税法第67/2025/QH15号第9条1項および政令第320/2025/ND-CP号第9条1項の規定を確認する必要がある。

以下の条件をすべて満たす場合、課税所得の計算上、損金算入可能な費用として取り扱うことができる。

(i) 企業の生産・事業活動に関連して実際に発生した費用であること。

(ii) 法令の規定に従った十分なインボイスおよび証憑があること。

11 税務政策およびインボイス

2026年9月9日付け、税務局発行の、税務政策およびインボイスに関するオフィシャルレター第6656/CT-QLNT号

(iii) 1回あたり5,000,000ドン以上の物品・サービスの購入およびその他の支払いについて、非現金決済証憑があること。非現金決済証憑については、付加価値税に関する税法および関連法令の規定に従うものとする。

上記の条件を満たす場合、当該費用は、規定に従い、課税所得の計算上、損金算入可能な費用として取り扱うことができる。

12 インボイス発行時の為替レートに関する指導

2026年9月14日付け、税務局発行の、インボイス発行時の為替レートに関する指導についてのオフィシャルレター第6810/CT-QLNT号

1. 政令第252/2026/NĐ-CP号第14条1項に規定される、外貨建てで申告することができるその他の収入の場合、申告・納税に使用する通貨、その他の収入および税務申告時の換算為替レートは、政令第252/2026/NĐ-CP号第14条の規定に従って実施する。
2. 外国為替に関する法令に基づき、外貨建てで経済・財務取引が発生する場合、売手は、政令第254/2026/NĐ-CP号に添付された付録第8項c.1号の規定に従い、インボイス上に外貨とベトナムドンとの為替レートを記載する。

2025年税務管理法第26条1項および第5項ならびに会計に関する法令の規定に基づき、インボイスに記載する為替レートは、会計に関する法令の規定に従って算定される実際の取引為替レートとする。

13 輸出入貨物に対する税務管理に関する規定

2026年8月28日付け、関連当事者間取引における支払利息の算定方法および処理に関する企業の問題への回答についての財務省発行オフィシャルレター第6487/CT-QLNT号

政府の2026年6月30日付け、関連当事者間取引に係る税務管理に関する政令第255/2026/ND-CP号に基づく。これにより、関連関係の判定および関連当事者間取引に係る税務管理規定の適用は、法令に定める所有、支配、経営および関連当事者間の取引に関する基準に基づいて行われ、企業が移転価格または脱税の目的を有するか否かには左右されない。

政令第255/2026/ND-CP号第16条3項では、法人税の課税所得を算定する際に損金算入される、当期に発生した受取利息および貸付利息を控除した後の支払利息の総額は、納税者の当期の純営業利益に、当期に発生した受取利息および貸付利息を控除した後の支払利息、および当期に発生した減価償却費を加えた額の30%を超えてはならないと規定するとともに、適用されない一部のケースについて具体的に規定している。企業が関連関係を有し、関連当事者間取引が発生する場合、法人税の課税所得を算定するための費用として損金算入される支払利息については、政令第255/2026/ND-CP号第16条の規定に従って取り扱う。

14 FDI企業による商品売買活動に関する主な改正点

2026年9月3日付け、政府発行の、FDI企業による商品売買活動に関する主な改正点を定める政令第342/2026/NĐ-CP号

1. 定期報告制度の改正・補足（第38条）

政令第09/2018/NĐ-CP号に基づき、商品売買活動および商品売買に直接関連する活動を行うFDI企業は、毎年1月31日までに年次定期報告書を提出する必要があるとされていた。

政令第342号第38条により、上記企業は、商品売買活動および商品売買に直接関連する活動の実施状況について、毎年以下の2回の報告を行う必要がある。

- 年次報告：翌年1月15日までに提出
- 上半期報告：報告年の7月15日までに提出

報告書は、政令第342号に添付された様式第14号に従って作成する。したがって、政令第342号では、従来と比較して定期報告の回数が追加され、提出期限も変更されている。

14 FDI企業による商品売買活動に関する主な改正点

2026年9月3日付け、政府発行の、FDI企業による商品売買活動に関する主な改正点を定める政令第342/2026/ND-CP号

2. 省レベルの公安機関をENT審査委員会に追加（第22条、第23条）

政令第09/2018/ND-CP号第24条に規定されるENT審査委員会の構成と比較して、政令第342号では、省レベルの公安機関の代表者がENT審査委員会の構成員として追加された。

これにより、ENT審査委員会は、省人民委員会または権限を委任された機関、商工局、財政局、省レベルの公安機関および関連する機関・組織の代表者で構成される。

この追加は、政令第342号第22条の規定に適合するものであり、同条では、ENTの評価基準として、小売店舗が治安・秩序、社会の安全、国境・島嶼の安全および軍事区域の安全確保に関する要件に適合しているかどうか含まれている。

14 FDI企業による商品売買活動に関する主な改正点

2026年9月3日付け、政府発行の、FDI企業による商品売買活動に関する主な改正点を定める政令第342/2026/ND-CP号

3. 既存の許可証および提出済み書類に関する経過措置（第44条）

2026年10月18日より前に許可発給機関に受理された申請書類については、引き続き政令第09/2018/ND-CP号および政令第146/2025/ND-CP号第36条に従って処理される。

申請書類に不足または不備がある場合、企業は、許可発給機関からの要求に従い、当該機関が補足を要求する文書を発行した日から最長6か月以内に説明および補足を行う必要がある。この期間を過ぎた場合、申請書類は政令第342号に従って処理される。

4. M&A後にFDI企業となる企業の手続実施期限を明確化（第5条、第36条）

政令第09/2018/ND-CP号では、M&A取引後に許可証を取得する義務が規定されていましたが、具体的な手続実施期限については明確に規定されていなかった。

14 FDI企業による商品売買活動に関する主な改正点

2026年9月3日付け、政府発行の、FDI企業による商品売買活動に関する主な改正点を定める政令第342/2026/NĐ-CP号

政令第342号第5条によると、既に小売店舗を有するベトナム企業が、外国投資家から出資を受け、株式または出資持分を外国投資家に譲渡し、その取引後に規制対象となるFDI企業となった場合、当該企業は、既存の小売店舗が引き続き営業できることを認めるため、営業許可証および小売店舗設立許可証の発給手続を行う必要がある。

政令第342号第36条によると、小売店舗設立許可証の発給申請書類は、外国投資家が出資、株式取得または出資持分取得の条件を満たしていることが確認された日から30日以内に提出する必要がある。

この手続を実施している期間中、企業は許可証が発給されるまで既存の小売店舗で営業を継続することができる。ただし、M&A取引を確認する文書または法的書類に記載された日から12か月を超えてはならない。

新情報 2026年9月

14 FDI企業による商品売買活動に関する主な改正点

2026年9月3日付け、政府発行の、FDI企業による商品売買活動に関する主な改正点を定める政令第342/2026/ND-CP号

したがって、商品売買活動を行うFDI企業は、定期報告のスケジュールを更新し、新たな規定に基づいて申請書類の構成を確認するとともに、ENTの適用可否を判断するため、投資家の国籍および構成を確認する必要がある。

小売店舗を有する企業に関連するM&A取引については、事業活動の中断を回避するため、規定された期限内に営業許可証および小売店舗設立許可証の発給手続を行う必要がある。

15 営業許可税に関する問題

2026年9月18日付け、税務当局により登録住所で営業していない旨の通知を受けた企業の営業許可税に関する問題への回答についての税務局発行オフィシャルレター第6938-CT-QLNT号

税務当局から登録住所で営業していない旨の通知を受けた企業は、政令第252/2026/NĐ-CP号第7条1項e号の規定に基づき、税務当局から登録住所で営業していない旨の通知を受けている期間中における納税義務を履行する責任を負う。

企業が納税者番号の効力終了手続きを行う場合、企業は、政令第252/2026/NĐ-CP号第7条1項d号および通達第90/2026/TT-BTC号第14条の規定に基づき、税務申告書類の提出、納税（税金／営業許可税を含む）、ならびに過納税額および控除未済の付加価値税額（該当する場合）の処理を含む、規定に従った義務を完了する責任を負う。

16 2026年ホーチミン市における労働者の定期健康診断結果の報告期限

2026年、ホーチミン市内の労働者に対する定期健康診断の実施および報告に関する内務局発行オフィシャルレター第16093/SNV-VLATLD号

2026年のホーチミン市における労働者の定期健康診断の実施期限は、2026年10月31日までとされており、企業は健康診断の完了日から3日以内に、健康診断結果を更新し、報告を提出する必要がある。

具体的には、2026年オフィシャルレター第16093/SNV-VLATLD号に基づき、ホーチミン市内の会社、総公司、企業および事業体に対し、以下の内容を緊急に実施するよう要請している。

- 2015年労働安全衛生法の規定に従い、幹部、公務員、職員および労働者に対する定期健康診断を速やかに実施すること。管理対象となるすべての幹部、公務員、職員および労働者が、2026年10月31日までに定期健康診断を受診し、現行規定に基づく健康診断パッケージのすべての項目を受診することを確保すること。

16 2026年ホーチミン市における労働者の定期健康診断結果の報告期限

2026年、ホーチミン市内の労働者に対する定期健康診断の実施および報告に関する内務局発行オフィシャルレター第16093/SNV-VLATLD号

- 健康診断の完了後、3日以内に、管理対象となる労働者の健康診断結果を、保健局のリンク（link）を通じて速やかに更新すること。これにより、保健局が、地域健康管理プラットフォーム上で更新された健康診断データと照合・確認し、結果の集計、監視および評価を行えるようにすること。[健康診断結果の更新リンク](#)
- 以上より、2026年のホーチミン市における労働者の定期健康診断の実施期限は2026年10月31日である。健康診断の完了後、3日以内に、企業は保健局の[健康診断結果の更新リンク](#)を通じて健康診断結果を更新する必要がある。

17 特別消費税に関する主な税務政策

2026年9月15日付け、カインホア省税務局発行の、特別消費税の課税標準価格に関するオフィシャルレター第4941/KHH-QLDN1号

- 企業が特別消費税の課税対象となる製品を製造し、市場において顧客に提供する際、販売インボイス上で顧客に対する商業割引を適用する場合、特別消費税の課税標準価格は以下のとおり算定される。

特別消費税の課税標準価格 = (付加価値税を含まない販売価格 - 環境保護税 (該当する場合)) / (1 + 特別消費税率)

ここで、付加価値税を含まない販売価格とは、付加価値税に関する法令の規定に基づき、顧客に対する商業割引を適用した後の販売価格をいう。

- 企業が、顧客が一定の条件を満たした場合に商業割引を適用し、当該割引額に相当する売上高を減額する調整インボイスを顧客に対して発行する場合、企業は、顧客に対する割引額に対応する特別消費税額について、納付すべき特別消費税額を同額減額する調整を行う。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affair
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2026年9月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Tan Dinh Ward,
Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 28 3820 5731/ 2 | **Fax:** +84 28 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Ha Ward,
Ha Noi City, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | **Fax:** +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

